

## 總務常任委員長報告

委員長 湯淺正司

## 議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員より一財政調整基金の残高について、新聞報道では、7,000万円ということでお出ていたが、当初予算で計上されていた金額と違うのは、どういうことなのか。また、私自身、こういった災害時での基金の取り崩しはやむを得ないと考える。財政課長の説明のなかでもあつたように、95%の交付税措置があるということならば、

そちらを利用し、なるべく起債に頼らないで財政運営を進めていくべきでは。」との質疑があり、財政課長より、「財政調整基金の残高について、新聞では7,000万円というふうに出ておりましたが、予算の編成においては、各自治体で方針や組み方が若干違つてくることもあると考えます。本市の場合には、特別交付税や、国・県の補助金等で、確実に入つてくるとわかつている部分については予算計上しますが、歳入金額の未確定分については、なかなか計上づらいものがあります。当初から予算に上げていて、実際、3月の時点で交付されなかつた点で減額されたりした

場合は、『歳入欠陥』となってしまいますので、その間、財政調整基金を充當している関係上、どうしても年度途中での基金残高の数字は少額となってしまいます。ただし、あくまでも予算計上するうえでの数字だけで、実際は、現時点で基金の取り崩しは行つております。最終的に、基金を取り崩さなくて済むことが一番ではあります。『歳入欠陥』という形を生じさせないために、このようない算編成方針をとらせていただいておりました。

「特別交付税が、当初よりも12億近く減つているが、その理由

災害対策債に変わりました。こちらも95%の交付税措置があります特別交付税のときは市町村の持ち出しが10%ありましたが、今回の制度では0・3%～2・5%の間の負担となつております。東日本大震災まではいきませんが、阪神淡路大震災よりも財政措置が良くなつておられます。」



### 被災した県道内牧停車場（狩尾 1 区）

は。」との質疑があり、との答弁がありました。

以上が、総務常任委

財政課長より、「先般、制度の変更があり、災害ごみの非常に多い県内21市町村について、原案審議も終った。

審議の結果、本案は  
原案のとおり可決すべ

員会に付託されました  
案件についての報告で  
す。

# 文教厚生常任委員長報告

委員長 古澤國義

文教厚生常任委員会に付託された案件の主なものについて報告します。

## 議案第97号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」

委員より、「今まで関係者を寄せて説明をし始めたとのことであるが、その方は納得されているのか、新しく建ててほしいなどの要望はなかつたのか。」という質疑があり、教育部長より「5月に剣道・柔道で利用される方を中心には、地域の区長、老人会、その他関係者に集まつていただき説明を行いました。地震による解体はやむを得ないということでの了解を得たところです。



被災した西願殿寺の石塔

災害は、原形復旧が基本であり、老朽化が著しいことから判定としては、

建替えをという話はあつております。今回の学校の武道場、阿蘇では、

阿蘇体育館横の武道場

の利用でご理解をいただ

いております。」

と、いう

答弁がありました。

また別の委員より「武

道場の土地の所有はどこ

になつてているのか。」と

の質疑に教育部長より

委員より「国、県、市

の指定ということで、現

在阿蘇市において指定の

数はどのくらいあるの

か。」との質疑に対し、

係長より「旧町村の指定

をそのまま引き継ぎ、指

定解除などの措置は

行っておらず、現在15

0ぐらい指定があると思

います。その中でも天然

記念物として樹木が30

件程度で一番多いとい

うのが特徴であり、阿蘇神社、西巖殿寺という二つの阿蘇市の生き証人と言われるようなお寺、神社があります。そこに保

道場の前は阿蘇市の土地です。」との答弁があ

りました。

## 議案第98号「阿蘇市文化財保護条例の一部改正について」

委員より「国、県、市の指定」ということで、現在阿蘇市において指定の数はどのくらいあるのか。」との質疑に対し、係長より「旧町村の指定をそのまま引き継ぎ、指定解除などの措置は行っておらず、現在150ぐらい指定があると思います。その中でも天然記念物として樹木が30件程度で一番多いといいます。その中でも天然記念物として樹木が30件程度で一番多いとい

うのが特徴であり、阿蘇神社、西巖殿寺という二つの阿蘇市の生き証人と言われるようなお寺、神社があります。そこに保



現在の阿蘇神社

## 議案第99号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より「農村公園教育課所管分

教育課所管分

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

教育課長・教育課長より「陸上競技場の400m8コース全部を行います。災害の国庫補助は3分の2であり、残りの3分の1は災害の起債の借り受けができ、市の持ち出しは全体額の5%から10%で、一般財源は2,

ております。起債は交付税充当があり、あとで算入されます。年明けに災害査定を受ける予定ですが、全天候型トラックの災害復旧については、前例がないためどの程度が対象になるか、今後文科省あたりと協議しながら査定を受け、少しでも対象にしていきたいと思います。」

また別の委員より「阿蘇西小学校は、以前体育馆の建設では文化財の調査、発掘があり工事が進まず遅れた経緯があつたが、今後の災害復旧工事では文化財の問題などは大丈夫なのか。」との質疑に教育部長より「今回建築予定の場所、建て替えを行う場所については、試掘調査を行いましたが、埋蔵文化財は出てこなかつたため、支障はないと思われます。」との答弁がありました。

福社課所管分  
委員より「要援護者

に対する、降灰除去支援事業の200万円について、基準などの説明を。」との質疑に対し、福社課長より「1世帯当たりの業者の委託を4万円と見込み、その半額の2万円を助成するようと考えております。前回、上限を1万円として自己負担とし、例え1万5,000円であれば1万5,000円を助成し、3万円であれば2万円の助成に自己負担が1万円となります。対象者は、高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯、一人親のみの世帯を考えております。」との説明がありました。

また別の委員より「阿蘇市が入所する施設については、支援員や母子家庭が入所する施設に基づいて、熊本市が算定し、基準に基づいて施設が請求を行います。算定について経験年数が何年だとか、その検証をする場所がなく、通知により払うことになります。今回、監査等があり熊本市のほうで誤りを見つけたため、遡及できる5年分にさかのぼり返還を行うことから、今回予算計上したものです。」

また別の委員から「民委員より、「菊池市に生費、負担金で29万6,000円、手話奉仕員の育成事業費で減額になつていて、どのような事情があつたのか、また、年金生活者等支援措置費で返還金があり、額となつていても減額であることであるが、誤り

はされたのか。」との質疑に対し係長から「手話奉仕育成事業については、地震の影響で事業が数カ月しかできなかつたために減額をおこないました。また、年金生活者等支援事業に関しては、受け付けも終わり、3,796名の3万円で1億1,388万円支給をしていました。また、支給の周知については広報や該当者に通知を行い、申請していない人には再度通知を行なうなど、申請を促すことを行いました。」との答弁がありました。

また別の委員から「市民課所管分  
委員より、「菊池市に払う環境保全協力金については、業者から1トン当たり1,000円をかけた分を菊池市から請求があり、菊池市に支払うものです。周辺の道路環境や環境整備、埋め立ての完了までに20～30年の長い期間を要し、最終処分場を持つている自治体の負担を軽減する目的で、震災対策班長から「基本的には罹災證明が発行された方で解体を行っております。罹災證明の発行は、13カ月です。」との答弁がありました。

また別の委員から「公費解体は、罹災證明を受けているところだけの期間にもし解体申請があれば対応しなければなりません。」との答弁がありました。



市役所前に設置された火山灰集積所

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 議案第101号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

委員より「高額医療費共同事業拠出金については、何か基準などがあるのか。」との質疑に係長から「現在、42万円です。」との答弁がありました。

「現在、国保財政の基金度にスタートする第7期の介護保険事業計画を

の残高はいくらあるのか。」との質疑に係長から「現在、42万円です。」との答弁がありました。

平成26年度に基金をすべて取り崩し、27年度に税率改正を行つております。」との答弁がありました。

委員より「高額医療費共同事業拠出金については、何か基準などがあるのか。」との質疑に係長から「高額医療費共同事業拠出金は、県内の市町村が参加し、1件当たり80万円以上のレセプトが高額医療費となり、その支出に対し市町村が拠出金を出し、高額医療費の割合が高い市町村へ手厚く交付金として分担する事業になります。突然医療費が高くなつたときや、小さい町村などでは対応ができないこともあるために実施しています。」との答弁がありました。

「現在、別の委員より

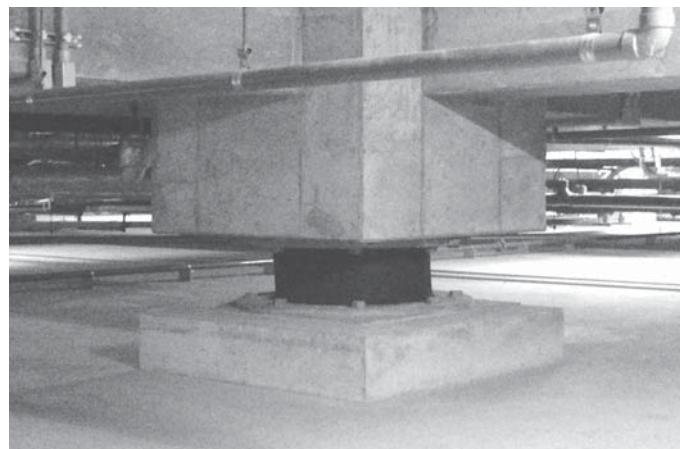
策定するために、本年度で、高齢者の方々のニーズ調査を実施するものです。組み替えの理由は、一般会計繰入金での事業実施としていたものを、交付金対象としたものです。」との答弁がありました。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 認定第102号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

### 認定第106号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「高齢者実態把握調査委託料については、組み替えたとの説明だが、何か理由があつたのか。」との質疑に、ほけん課長から「当初計上は、総務費の計画推進委員会費でしたが、



阿蘇医療センターの免震機構

昨年、今の迂回路では、閉鎖された日数が18日間あり、18日の約半分を見込んでいます。今後、執行するにあたり過不足が生じれば、補正等で対応させていただきたいと思います。」との答弁がありました。

また別の委員から「空調・衛生設備保守点検業務委託については、補正で計上されているが、当初は必要なかつたのか。また、保証期間はあるのか。」との質疑に対し、補正で計上されているが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

事務局長から「無償保守期間が年度内に切れるところでは予定していましたが、できる限り価格交渉を行った結果、16名の申請のようだが、この期限はいつまでなのか、今後追加されることがあるのか。」との質疑に対し、

福社課長より「現時点では明確な答えが出ていませんが、もともとの認定基準は、おおむね6カ月以内となっていますが、総務課と要協議をおこない周知を図った上で期限の設定等は考えていきたいと思っています。」との説明がありました。

認定第108号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

委員より「地震関連死については、16名の申請のようですが、この期限はいつまでなのか、今後追加されることがあるのか。」との質疑に対し、

福社課長より「現時点では明確な答えが出ていませんが、もともとの認定基準は、おおむね6カ月以内となっていますが、総務課と要協議をおこない周知を図った上で期限の設定等は考えていきたいと思っています。」との説明がありました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。